

# ソフトウェア使用許諾およびサポート契約書

適用バージョン:

**RAD Studio 12**

**Delphi 12**

**C++Builder 12**

**1. 範囲。** 本ソフトウェア使用許諾およびサポート契約(以下「本契約」)は、お客様(個人または法人いずれの場合も含まれます)と 10801 N Mopac Expressway, Building 1, Suite 100, Austin, Texas 78759 に本拠を構えるデラウェア州の会社である **Embarcadero Technologies, Inc.** およびその関連会社(以下「ライセンサ」)との間の法的契約書です。ライセンサのソフトウェアまたは文書(以下「本製品」)をダウンロードまたは開封することで、お客様は本契約の条項に同意したとみなされます。本契約の条項と注文書の間に矛盾がある場合は、本契約の条項が優先します。電子的な方法以外で引き渡す場合には、ライセンサの出荷地 **FCA (インコタームズ 2010)**で行うものとします。お客様がライセンサのソフトウェアを評価している場合には、下記第 22 条の規定のみが適用されます。

## 2. ライセンス。

### 2.1 権利付与。

ライセンサは、購入時に本製品の注文書にお客様が記入されたお客様の送付先住所で特定される国(または欧州連合加盟国の場合には欧州連合)(以下「使用許諾国」)の中で、ソフトウェア プログラムの開発や内部システムおよびデータの管理だけを目的として、本製品をインストールする非独占的、譲渡不能で、永続的な(お客様がサブスクリプション ライセンスを購入した場合を除き(以下で定義されているように))権限およびライセンス(以下「ライセンス」)を、以下の方式でお客様に付与します:

(a) お客様がネットワーク指名ユーザー ライセンスまたは指名ユーザー ライセンスを購入された場合、お客様は所属組織の 1 名の担当者(以下「指名ユーザー」)を指名し、その指名ユーザーだけが使用することを条件として、使用許諾国の中の 1 台または複数台のコンピュータに本製品をインストールして使用させることができます。このセクションは、無料のエディションであり、商業利用は制限されるエディションである、**Community Edition** には適用されないことを、ここで明記しておきます。

(b) お客様が同時使用ライセンスを購入された場合、お客様は本製品を使用許諾国の中のネットワーク上にインストールし、本製品が地域内でのみアクセスおよび使用されることを条件として、お客様が購入されたライセンスで認められた数のユーザーに別個のコンピュータ上で同時に使用させることができます。「地域」とは本製品のアクセスおよび利用を許された地理的な領域を言います。地域での使用は、下記に定義する輸出規制の対象となります。地域は、3 つの地理的領域のいずれか、かつ唯一でなければなりません。3 つの地域とは、「南北アメリカ地域」、「欧州、中東、アフリカ (EMEA) 地域」、「アジア太平洋 (AsiaPac) 地域」であり、それぞれ以下のように定義します。

地理的な地域は以下のとおりです。

「南北アメリカ地域」。この地理的領域は、南北アメリカの境界内に限定する地域となります(ただしキューバを除きます)。

「欧州、中東、アフリカ (EMEA) 地域」。この地理的領域は、欧州、中東、アフリカの境界内に限定する地域であり、旧ソ連のすべての国々を含みます(ただし、シリア、イラン、スーダンを除きます)。

「アジア太平洋 (AsiaPac) 地域」。この地理的領域は、アジアおよびオーストラリア/太平洋地域の境界内に限定する地域となります(ただし北朝鮮を除きます)。

該当する法令により禁止されている場合以外に、購入時の注文書で特定されるものとは異なる国(または欧州連合の場合には欧州連合外の国)へ本製品を移転することは禁止されており、移転した場合にはライセンスは無効になります。ユーザーが旅行中に使用許諾国または地域の外で本製品を一時的に使用することは、認められています。

お客様による本製品の使用が DBMS プラットフォームに限定される場合があります。ライセンスを取得された具体的なプラットフォームについては注文書を確認してください。本製品のエディションの中には AppWave や AppWave のアプリ機能を含むものがあります。これらの機能に追加で適用される制限が、それぞれに付属の追加条項に記載されている可能性があります。

## 2.2. コンパイルされたプログラムおよびその再配布可能ファイルに適用される一般条項

**2.2.1 再配布可能ファイル。**本製品には、付属印刷物またはオンラインドキュメントにライセンスから「再配布可能ファイル」として指定され、本製品を使って作成された著作物を使用するために必要となるファイル、ライブラリ、ソースコード(以下「再配布可能ファイル」)が含まれます。ライセンスは他のファイルを再配布可能ファイルと指定することがあります。再配布可能ファイルに関する追加情報については、製品に含まれる「readme」または「deploy」ファイルなどのドキュメントを参照してください。「readme」または「deploy」ファイルに別途指示されていない限り、再配布可能ファイルは、お客様の著作物の一部として、ソースではない実行形式でのみ配布することができます。本契約の条項に従うことを条件として、再配布可能ファイルを含まない、お客様自身のソースコードやコンパイルされたコードは自由に再配布できます。

**2.2.2 再配布可能ファイルのライセンス。**第 2 条第 2 項第 3 号の制限を含む本契約の条項に従うことを条件として、ライセンスは、個人的、非独占的かつ譲渡不能な以下の権利をお客様に許諾します。(a) 再配布可能ファイルの正確なコピーを作成し、お客様の著作物を構成するコンポーネントとしてのみ、かつ著作物のエンド ユーザー(以下「エンド ユーザー」といいます)が、お客様の著作物を使用できるようにすることのみを目的として、再配布可能ファイルを配布すること。(b) お客様が所有するコンピュータもしくは、お客様が内部使用の目的で占有するコンピュータにおいて再配布可能ファイルを無修正でインストールおよび実行すること。(c) お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルに関する第 5 条の条項に従うことを条件に、お客様の著作物を構成するコンポーネントとしてのみ、かつ、そのようなエンド ユーザーの内部使用の目的でのみ、再配布可能ファイルを無修正でインストールおよび実行する、個人的、非独占的かつ譲渡不能な権利をお客様のエンド ユーザーにサブライセンスすること。前記にかかわらず、第 2 条第 2 項のすべての条項に従い、かつ、変更後の再配布可能ファイルが (i) お客様の著作物の一部であり、(ii) 再配布可能ファイルの名前が変更され、(iii) ソースではない実行形式の再配布可能ファイルだけが配布されることを条件として、お客様はソース形式でお客様に提供された再配布可能ファイルを変更することができます。この第 2 条第 2 項第 2 号のもとでお客様に付与される権利は、お客様が著作物をどのようにコンパイル、リンク、またはパッケージ化するかにかかわらず共同開発者を含む他者によって行使されてはなりません。この権利は、再配布可能ファイルについてのみ適用され、他のファイル、ライブラリ、ソースコード、コンポーネント、その他製品の派生物(二次的著作物)には適用されません。正式に取得され、適切に登録された本製品を使って作成されたお客様の著作物に関してのみ、この権利は行使できます。

**2.2.3 特定の制限。**お客様が著作物をどのように変更する場合も、またお客様が著作物をどのようにコンパイル、リンク、またはパッケージ化する場合も、以下の事項が適用されます。(a) お客様は、第 2 条第 2 項第 6 号の規定を除いて、お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルを変更したり、さらに再配布可能ファイルを配布することや、著作物以外のお客様のエンド ユーザー自身が作成したプログラムで再配布可能ファイルを使用することを許可してはなりません。(b) お客様の著作物が本製品を使って開発されたことを表記する場合を除き、お客様が著作物を販売するにあたり、ライセンスの名前、ロゴまたは商標を使用してはなりません。(c) お客様が作成した著作物のすべてのコピーには、お客様自身またはそのライセンスの有効な著作権表示が含まれなければならない、再配布可能ファイルに含まれるライセンスの著作権、商標またはその他の知的財産権に関する記述を削除したり、改変してはなりません。(d) 再配布可能ファイルは、再配布可能ファイルの単なるセットやサブセットとしてでなく、本契約の条項に従って作成された、第一義的で重要な機能が追加された著作物とともにのみ配布できます。お客様は、再配布可能ファイルのいずれかの部分が除外ライセンスの対象となるように、または除外ライセンスの対象であると解釈もしくは主張できるように、再配布可能ファイルを変更または配布してはなりません。「除外ライセンス」とは、使用、変更または配布の条件として、(a) コードをソースコード形式で開示もしくは配布しなければならない、または (b) 変更する権利を他者に認めなければならないライセンスです。

**2.2.4 エンド ユーザーとの関係。**第 2 条第 3 項以降に記載された例外を除き、本契約に関する第三受益者は存在しません。このため、ライセンスは本製品の直接の購入者に対する限定的な保証を除き、だれに対しても一切の保証をいたしません。お客様のエンド ユーザー(または著作物の使用者や購入者のすべて)に対するサポート、サービス、アップグレード、技術的またはこれ以外の支援は(そこに含まれる再配布可能ファイルに関するものも含め)お客様だけが責任を負うものとし、お客様のエンド ユーザーがサービスや支援をライセンスに求める権利はありません。お客様は、第三者がお客様の著作物を使用、調達、複製、配布することに起因または関連する、いかなるクレームや責任からも損害を受けないように、そのライセンス、サプライヤ、それぞれの従業員、役員、取締役、関連会社を免責、防禦するものとします。

**2.2.5 サードパーティのソフトウェア。**本製品は、再配布可能ファイルも含め、サードパーティベンダーやオープンソースプロジェクトから提供されたソースコード、再配布可能ファイルまたはその他のファイル(以下「サードパーティ製品」)を含んでいる場合があります。かかるサードパーティ製品の使用は、そのサードパーティ製品の著作権者(以下「サードパーティベンダー」)から提供される使用条件に従わなければならない。かかるサードパーティ製品の使用条件の完全な遵守を保証する責任は、お客様だけにあります。サードパーティベンダーが求める使用条件については、サードパーティ製品とともに提供されるオンラインドキュメントを参照してください(存在する場合)。これらのサードパーティベンダーの使用条件は、本契約に置き換わるものではなく、それに追加されるものとします。

**2.2.6 コンポーネント開発者に適用される規定。**この第 2 条第 2 項第 6 号のため、次の用語の意味を示します。

「コンポーネント」とは、製品を使ってお客様によって開発されたプログラムモジュールまたはオブジェクトのうち、他のユーザーによって他の開発環境を使って開発された他のプログラムモジュール/オブジェクトと相互運用する目的で設計されたものを指します。

「コンポーネント カスタム」とは、次の目的でお客様からコンポーネントを調達する個人または法人を指します。(i) コンポーネントを別の開発環境を使って開発されたプログラム モジュール/オブジェクトに統合する。(ii) 統合した製品をエンド ユーザーに配布する。

「コンポーネント開発者」とは、製品を使用して、コンポーネント カスタムに配布するコンポーネントを開発する個人または法人を指します。

お客様がコンポーネント開発者の場合は、この第 2 条第 2 項第 6 号に準拠し、以下に列挙された条項を含む契約をお客様が各コンポーネント カスタムと結んだ後のみ、(i) 再配布可能ファイルのコピーをコンポーネント カスタムに配布し、(ii) 再配布可能ファイルのコピーをお客様のコンポーネントおよびコンポーネント カスタムの著作物とともにエンド ユーザーに配布する権利をコンポーネント カスタムに付与することができます。

**2.2.6.1 再配布可能ファイルの使用条件。**第 2 条第 2 項第 6 号第 2 号の制限を含む本条項に従うことを条件として、[コンポーネント開発者名を挿入]は、お客様に個人的、非独占的、限定的、および譲渡不能な以下の権利を付与します。(a) 再配布可能ファイルの正確なコピーを作成し、そのコピーを[コンポーネント開発者名を挿入]から調達したコンポーネントを統合した著作物(以下「著作物」)と組み合わせてのみ配布すること。ただし、著作物のエンド ユーザー(以下「エンド ユーザー」)が著作物をインストールして実行するために必要な場合に限り、(b) 個人的な開発目的にのみ所有または所持するコンピュータに再配布可能ファイルを変更を加えずにインストールして実行すること。(c) さらに、著作物のコンポーネントとしてのみ、およびエンド ユーザーの個人的な使用を目的としてのみ、再配布可能ファイルを変更しないでインストールおよび実行するための個人的、非独占的、および譲渡不能な制限付き権利をエンド ユーザーに対して付与すること。以上の条項は、再配布可能ファイルに関する第 2 条第 2 項第 6 号第 4 号の制限にお客様のエンド ユーザーが従うことを条件に付与されます。

**2.2.6.2 特定の制限。**お客様が著作物をどのように変更する場合も、またお客様が著作物をどのようにコンパイル、リンク、またはパッケージ化する場合も、以下の事項が適用されます。(a) お客様は、お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルを変更したり、さらに再配布可能ファイルを配布することや、著作物以外のお客様のエンド ユーザー自身が作成したプログラムで再配布可能ファイルを使用することを許可してはなりません。(b) お客様の著作物が本製品を使って開発されたことを表記する場合を除き、お客様が著作物を販売するにあたり、ライセンスの名前、ロゴまたは商標を使用してはなりません。(c) お客様が作成した著作物のすべてのコピーには、お客様自身またはそのライセンスの有効な著作権表示が含まなければならない、再配布可能ファイルに含まれるライセンスの著作権、商標またはその他の知的財産権に関する記述を削除したり、改変してはなりません。(d) 再配布可能ファイルは、再配布可能ファイルの単なるセットやサブセットとしてでなく、第一義的で重要な機能が追加された著作物とともにのみ配布できます。

**2.2.6.3 無保証。**ライセンスは、お客様を含むだれに対しても一切の保証をいたしません。お客様のエンド ユーザー(または著作物の使用者や購入者のすべて)に対するサポート、サービス、アップグレード、技術的またはこれ以外の支援は(そこに含まれる再配布可能ファイルに関するものも含め)お客様だけが責任を負うものとし、お客様のエンド ユーザーがサービスや支援をライセンスに求める権利はありません。お客様は、第三者がお客様の著作物を使用、調達、複製、配布することに起因または関連する、いかなるクレームや責任からも損害を受けないように、そのライセンス、サプライヤ、それぞれの従業員、役員、取締役、関連会社を免責、防禦するものとします。

**2.2.6.4 制限事項。**お客様は、以下のことをしてはなりません。(a) 再配布可能ファイルの派生著作物の改変、改作、変更、変換、または作成。(b) 再配布可能ファイルの第三者に対するリース、賃貸、貸与。(c) 本条項で明示的に許可されている場合を除く、第三者に対する再配布可能ファイルまたは再配布可能ファイルのコンポーネントのライセンス、配布、その他の譲渡。(d) リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなど、再配布可能ファイルからソースコードを導き出そうとする行為。(e) 再配布可能ファイルに関するライセンスまたはサプライヤの機密保持表示または財産権表示(著作権表示および商標表示を含む)の削除、変更、または隠蔽。(f) 第三者に対して、タイム シェアリングなどによって再配布可能ファイルへのアクセスまたは使用を許可したり、サービス部の一部として再配布可能ファイルの使用を許可すること。または、これ以外に第三者の利益または使用のために再配布可能ファイルの操作を許可すること。あるいは (g) 本条項の下で明示的に許可された場合を除く再配布可能ファイルの複製または使用。また、お客様は、お客様のエンド ユーザーが再配布可能ファイルに関して、上記の (a) から (e)、および (g) で禁止された行為を行うことを許可してはなりません。エンド ユーザーの再配布可能ファイルに対する権利は、こうした制限を満たすことを条件とします。この条項の制限は、お客様による、コンポーネントや再配布可能ファイルを含む再配布可能ファイルの全部または一部の使用に対して適用されます。

**2.2.7 制限事項。**お客様は、以下のことを行ってはならず、また、エンド ユーザーが行うのを許可してはなりません。(a) 再配布可能ファイルの改変、翻案、変更、翻訳もしくは派生物(二次的著作物)の作成、または、製品付属文書に規定されたもしくは Embarcadero の書面による許諾を受けたもの以外のソフトウェアと再配布可能ファイルとの結合。(b) 再配布可能ファイルの第三者へのリース、賃貸、貸し付け。(c)



本契約のもとで明示的に許諾されたものを除く、第三者への再配布可能ファイルもしくはそのコンポーネントのライセンスの付与、配布、または譲渡。(d) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、その他再配布可能ファイルからソースコードを導き出そうとする行為。(e) 再配布可能ファイル中の **Embarcadero** またはサプライヤの(著作権や商標の表示を含む) 秘密情報や知的財産権の表示を削除、改変、または覆い隠すこと。(f) 本契約のもとで明示的に許諾されたものを除く、再配布可能ファイルの複製や使用。エンドユーザーの再配布可能ファイルに対する権利は、こうした制限を満たすことを条件とします。

**2.2.8 その他の権利。** 本契約に記載している以外の再配布可能ファイルの使用、配布に対する対価と条件についてはライセンスに問い合わせてください。

**2.2.9 サードパーティのライブラリ。** 本製品は、再配布可能ファイルも含め、専売権付きソースコード(またはバイナリコード)であるかオープンソースコード(またはバイナリコード)であるかを問わず、サードパーティから追加のコンポーネントやライブラリをダウンロードするために使用される場合があります。各サードパーティ コンポーネントおよびライブラリは、そのようなサードパーティ コンポーネントおよびライブラリに含まれている該当するライセンス契約の条件に基づいて、お客様にライセンス供与されます。ライセンスは、本契約書によって、お客様が本製品を使用してダウンロードされたいかなるサードパーティのライブラリまたはコンポーネントに関しても、すべての責任および義務を明示的に否認します。さらにライセンスは、かかるサードパーティのライブラリおよびコンポーネントが米国法および該当する輸出規則を遵守していることを保証しません。お客様は、再配布可能ファイルを含む製品を使用して、**Embarcadero** によって公開された追加の製品ライブラリをダウンロードすることもできます。その場合、これらのライブラリは本契約に準拠します。

### 2.3 プログラムノート。

第2条第3項に含まれる以下の条項や条件(以下「プログラム情報」)は、本製品の特定のエディション、バージョン、コンポーネントに対するもので、第2条第1項および第2項の規定を含め、本契約に含まれるその他の条項や条件に追加されます。当該製品のプログラム情報が本契約の他の記載と矛盾する場合は、本プログラム情報に記載されたものが優先します。

### MAC OS X および iOS 開発に適用される追加条項

Mac OS X および iOS 開発に本製品を使用する場合、お客様は (i) Apple ブランドのコンピュータで Xcode および iOS SDK を使用して開発を仕上げ、かつ、(ii) Xcode および iOS SDK の契約に適用される Apple ソフトウェア使用契約に合意する必要があります。本製品を使用して開発されたアプリケーションはどれも、別途 Apple と iOS デベロッパ プログラム契約を結ぶなどの Apple の要件をお客様がすべて満たしている場合を除き、iOS 製品でインストールまたは使用したり Apple App Store に提出してはなりません。Apple のヒューマン インターフェイス ガイドラインに基づく画像はどれも、Mac OS X および iOS 用のアプリケーションでしか使用してはなりません。

### Android 開発に適用される追加条項

Android 開発に本製品を使用する場合、お客様は Android SDK および NDK に適用される Google ソフトウェア使用契約に合意する必要があります。本製品を使用して開発されたアプリケーションはどれも、Google Play ストアに提出する前に Google の何らかの要件に準拠しなければならない場合があります。

### RAD Server に関する追加条項

RAD Server ソフトウェア配置ライセンスおよびサポート契約(「RAD Server ライセンス」)に加え、RAD Server の REST エンドポイント パブリッシング技術(「RAD Server」)の配置に対しても、次の条項が適用されます。お客様は、RAD Server Developer Edition のみを、テストを目的としてお客様の組織内で最大 5 名のユーザーに配置することは、本契約において認められており、追加費用は発生しません。お客様が RAD Studio Enterprise または Architect のライセンスを購入している場合には、お客様は RAD Server Lite のコピーを無制限に配置および配布することができます。運用環境への RAD Server Enterprise の配置や、お客様の組織外の第三者への配布は禁じられており、それを行うには次の購入が必要となります。(i) RAD Server 配置ライセンス(別途購入可)、または、(ii) RAD Studio Enterprise または Architect のライセンス(RAD Server のライセンスを含み、特定の制限が適用される場合がある)。運用環境での RAD Server の使用、およびお客様の組織外の第三者への配布は、RAD Server ソフトウェア配置ライセンスの規定に準拠するものとします。

IoT エッジウェア技術(ThingPoint とも言う)は、RAD Server の機能をスマート デバイスやスマート センサ向けに拡張するための、RAD Server のコンポーネントです。IoT エッジウェア技術は、RAD Server に適用される本契約第2条第3項に含まれる追加条項および使用制限が、同様に適用されます。有効な RAD Server ライセンスをお持ちでない場合、IoT Edgware テクノロジーを配置または使用することはできません。

RAD Server ソフトウェア配置ライセンスにおいて再配布可能なファイルは、本製品に付属のソフトウェア配置ファイルで規定されています。

## Community Edition に適用される追加条項

お客様が、Delphi Community Edition または C++Builder Community Edition のライセンス(正確には、「Community Edition」)を取得された場合には、上記の第 2 節に記載されている一般条項に加え、以下の条項が適用されます。Community Edition では、RAD Studio は提供されず、またライセンスも付与されない点に注意してください。Community Edition のライセンスは、お客様の累積年間収益(営利団体、政府機関、または個人開発者の場合)、または、寄付(非営利団体の場合)が、USD \$5,000.00(または他通貨での等価) (「しきい値」と呼びます)を超えない場合に、単独で適用されます。お客様が個人開発者の場合、1 暦年の間に開発者によって行われたすべての契約作業の収入が、「しきい値」を超えてはいけません(すべてのプロジェクトに対して、Community Edition が使用されているか否かにかかわらず)。たとえば、1 つのプロジェクトに対して \$5,000.00(または、複数のプロジェクトに対して \$5,000.00 以上)

の支払いを受けている開発者は、それらの契約が Community Edition の利用を考慮していないものであっても、Community Edition を利用する自体許可されません。またさらに、単独でアプリストアのアプリケーションを開発している開発者も、一度、アプリストアの収益が 1 年間で \$5,000.00 に達したら、Community Edition を使用することはできなくなります。お客様が、累積年間収益がしきい値を超える企業の場合、単に業務における内部利用のためのアプリケーション記述のために使用する、社外のサードパーティが参照する、関連する直接の収益がある、などにかかわらず、お客様は Community Edition を使用することはできません。お客様が Community Edition の使用資格がない場合、またそうでなくても、本条項に記載されている Community Edition に適用される追加条項および制限に該当する場合、お客様は、Community Edition をダウンロードまたは使用することはできず、そのような使用は無許可であり、本契約の違反とみなされ、ライセンスの知的財産権の横領となる可能性があります。

お客様は Community Edition ライセンスを使用して、(X) お客様がライセンス料、サービス料、開発費、コンサルティング料、サブスクリプション料、ホスティング料などその他考慮できる料金を受け取ることもない、または収入を得ることのないソフトウェアを開発することができ、また、「ライセンス料」など、(Z) お客様がライセンス料を請求する場合には、累積年間収益が USD \$5,000.00(または他の通貨での等価)を超えることはできません。Community Edition のお客様は、コマンドライン コンパイラを別のマシンに移動させることは禁じられています。したがって、第 2.4 節でお客様に付与された権利は、Community Edition ライセンスには適用されません。

お客様が、Community Edition のライセンスを(収益または非営利目的で)選択する場合、(i) Community Edition ライセンスの総数は 5 人を超えて配布することはできません。(ii) お客様は、Community Edition に同梱される、VCL、FireMonkey、その他のソースコードのみを読むことができます。

Community Edition ライセンスの期間は、ライセンサの製品の最初のダウンロードまたは開封から 1 年間であり(「Community Edition の期間」)、Community Edition の期間の終了時に自動的に期限が切れます - Community Edition のライセンスは自動更新されません。Community Edition の期間の満了または終了後に、Community Edition の継続使用を望む場合には、Community Edition の最新バージョンを再インストールし、その時点で有効な本契約の条件に同意する必要があります。たとえば、お客様が Community Edition v1.0 をインストールし、Community Edition 期間の満了時に Community Edition を引き続き使用する意志がある場合、Community Edition の追加のライセンス条項および制限に対して、お客様が引き続き遵守することを条件として、お客様は Community Edition ライセンスの最新バージョンをインストールします。Community Edition の期間の有効期限が切れても、Community Edition のライセンスを使用して開発されたすべてのソフトウェアは、本契約の条項および制限に従って、お客様は引き続き配布することができます。Community Edition のライセンスに関連するすべての条項および制限は、Community Edition の期間の終了または満了まで存続します。本節に基づいて付与された Community Edition のライセンスは、お客様が本節に定める条項に違反した際に自動的に終了します。以降の第 6.2 節に記載されているサポートは、Community Edition のライセンスには適用されません。本契約に定める免責権は、Community Edition のお客様には適用されません。

Embarcadero は、監査目的および、製品およびサービス向上のため、Community Edition の使用に関する情報を収集します。当社の個人情報の収集、使用および開示の詳細については、Embarcadero の個人情報取り扱いの方針 <https://www.embarcadero.com/privacy-statement> を参照してください。

## サブスクリプションに基づいてライセンス許諾されるソフトウェアに適用される追加条項

お客様が、1 年間または複数年のライセンス(以下「サブスクリプション ライセンス」)を購入された場合、次の条件が適用されます - 本条項にある条件は、永続ライセンスまたはトライアル ライセンスには適用されません。お客様が、ネットワーク指名ユーザー ライセンスまたは指名ユーザー ライセンスを購入された場合、有効日(以下「ライセンス期間」)から開始するサブスクリプションの期間中、お客様の組織における 1 名の特定の人物(以下「指名ユーザー」)が使用できるよう、お客様は、最大 3 台のコンピュータに本製品をインストールする、限定的で非独占的かつ譲渡不能な権利とライセンスが付与されます。各ライセンス期間が終了すると、ライセンサまたはその認定代理人が、お客様より、次のライセンス期間付与されるサブスクリプション ライセンスを更新しない旨を、現在のライセンス期間が終了する少なくとも 60 日前までに、書面にて通知されない限り、すべてのサブスクリプション ライセンスは、新たな 12 か月のライセンス期間で自動的に更新され(書面による別

段の合意がない限り)、ライセンスは、その時点でのサブスクリプション ベースの定額で、お客様に請求します。ライセンス期間の満了または終了時には、お客様は直ちに本製品の使用を停止し、アンインストールする必要がありますが、その製品を使用して開発されたライセンス対象製品は引き続き配布可能です。ライセンス期間の満了または終了に続いて、そのままサブスクリプション ライセンスを使用することは許可されません。これは、本契約に違反し、ライセンスの知的財産権の不正使用に当たる可能性があります。

お客様がサブスクリプション ライセンスの購入または更新に関連して、クレジットカードを利用される場合、お客様は、そのクレジットカードを使用する権限を有することを表明し、これにより有効かつ最新のクレジットカード情報を提供することに同意するものとします。クレジットカード情報をライセンスに提供することにより、お客様は、適用される請求書に記載されているすべてのサブスクリプション ライセンスおよびその更新にかかる費用を、クレジットカードに請求することを、ライセンスに許可します。請求書に明記されていない限り、請求書に記載された料金は、請求書日付から 30 日以内にお支払ください。支払期日までにライセンスが請求額を受け取れなかった場合、ライセンスの権利または救済を制限することなく、遅滞金額は、月ごとの未払い残高の 3 %、または法律で認められる最大レートのいずれか低い方の金利で発生する可能性があります。

### **教育機関向けソフトウェア(アカデミックパック)に適用される追加条項**

お客様がアカデミックパックのライセンスを取得された場合には、以下の条項が適用されます。お客様は、指導者の付くコンピュータ プログラミング コースあるいはソフトウェア トレーニング コース(以下「各種コース」)に限定して教育を行う、あるいは受ける際に、本ライセンスの下で保証された権利を行使して、個人使用のみを目的に本製品を使用したり著作物を作成することができます。お客様は、著作物をソースコードまたはオブジェクトコードの形式で、各種コースの他の参加者に、教育およびトレーニング目的の場合に限り、複製、配布、および使用することができます。お客様は、本製品および著作物を、お客様が教育関係者として各種コースを教える以外に、いかなる商用、業務用、政府または公共機関での使用を目的としても使用してはなりません。本契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、ライセンスが保持します。

### **RAD Studio、Delphi および C++Builder の Professional Edition、Professional with Mobile Edition、Community Edition および Professional Academic Edition に適用される追加条項**

お客様が RAD Studio、Delphi または C++Builder の Professional エディション、Professional with Mobile エディションまたは Professional Academic エディションの製品ライセンスを取得された場合には、以下の条項が適用されます。

本契約のすべての条項に従って、ライセンスは本製品のライセンス ユーザーであるお客様に対し、「dbExpress」および「FireDAC」として識別される本製品の一部を、実行形式に限り、著作物と同じマシン上にインストールされたローカルなデータベースへのアクセスを目的として使用する限定的なライセンスを付与します。著作物がインストールされているマシン以外の異なるマシン上に置かれたデータベースと関連させて「dbExpress」または「FireDAC」として識別される本製品の一部を使用してはなりません。

### **スタイル**

本製品にはいくつかのグラフィカルな「スタイル」が含まれている場合があります。本製品に含まれているスタイルの一部は、ドキュメントに記載されているように、特定のプラットフォームやオペレーティング システムに配備されることを意図したものです。お客様は、スタイルの使用が許諾されていないオペレーティング システムまたはプラットフォーム上に、プラットフォームまたはオペレーティング システムに固有のスタイルを配備することを許諾されていません。お客様は、IDE 自体で使用されているスタイルを自分のアプリケーションで使用することはできません。

### **InterBase Developer Edition、InterBase Lite および InterBase ToGo のテスト運用に関する追加条項**

InterBase Developer Edition として識別される本製品の一部は、再配布可能ファイルではなく、開発およびテスト目的で使用する場合にライセンスが付与されます。当該ライセンスは、InterBase Developer Edition を商用、事業用、政府または公共機関での使用、またはアプリケーション(後で定義します)の開発およびテストを除くその他いかなる目的での使用も許可するものではありません。InterBase を使用する(下記定義されているような)アプリケーションを配布するには、Embarcadero から InterBase の配布権を別途取得する必要があります。

InterBase Developer エディション ライセンスにおいて、お客様は、本項の制限に従い、InterBase Developer エディションを 1 台のコンピュータにインストールして実行することができます。開発者ライセンスは、サーバーと同じコンピュータで実行されているクライアント アプリケーションだけを使用した、開発目的の使用に制限されています。いかなる場合にも本稼働目的で使用することはできません。本項において、「開発目的」とは、InterBase Developer Edition またはプログラムまたはシステムの操作またはパフォーマンスの評価を目的として、InterBase Developer Edition を単独または別のプログラムと組み合わせて実行することを意味します。また、「本稼働目的」とは、本製品を別のプログラムと組み合わせて実行した結果として、プログラムまたはシステムが直接的または間接的に営業活動に使用されるか、または企業の意志決定に使用されることを意味します。InterBase Developer Edition を開発者ライセンスの下で実行する場合は、付属文書または



README ファイルに詳細が示されているように、同時使用ユーザー数、データベースへの同時接続数、および InterBase Developer Edition の実行期間に対する制限の対象になります。

開発者ライセンスを取得している場合、お客様は、クライアント ソフトウェアを含む InterBase Developer エディションを使用して、独自のアプリケーション (以下「アプリケーション」) を記述、コンパイル、および使用できます。ただし、このアプリケーションの配布および第三者をして配布させることを許可するには、以下に示す条件に従う必要があります。(a) お客様のアプリケーションが、InterBase と組み合わせて動作する製品であること。(b) アプリケーションまたは関連するお客様のソフトウェア製品を販売する場合は、ライセンスまたはそのライセンスまたはサプライヤの名前、ロゴ、または商標、あるいはライセンスまたはそのライセンスまたはサプライヤの製品 (InterBase を含む) の名前、ロゴ、または商標を使用しないこと。(c) アプリケーションまたは関連するお客様のソフトウェア製品には、サインオン メッセージの一部として、ライセンスの著作権表示を記載すること。(d) お客様は、お客様のアプリケーションまたは関連するソフトウェア製品を記述、コンパイル、使用、または配布することによって生じたすべての請求や訴訟 (弁護士費用を含む) において、ライセンスおよびそのライセンスおよびサプライヤを免責することに同意すること。(e) お客様のアプリケーションまたは関連するプログラムは、単に InterBase または InterBase に含まれる任意のライブラリまたはソースコードの全部または一部ではないこと。お客様は、ライセンスと使用契約を先に別途締結せずに、クライアント ソフトウェアを除く InterBase のどの部分もお客様のアプリケーションと共に配布することはできません。

InterBase ソフトウェア ライセンスおよびサポート契約の条項への同意を条件として、InterBase Lite エディションは、RAD Studio で構築されたソフトウェアと組み合わせて、サポートされている任意のプラットフォームに配置できます。

お客様は、本製品またはプログラムまたはシステムの操作またはパフォーマンスの評価のためにのみ、InterBase ToGo テスト運用ソフトウェアを単独または別のプログラムと組み合わせて実行することを目的に、InterBase ToGo テスト配置ライセンスを使用することができます。本稼働を目的として使用してはなりません。本製品を InterBase ToGo テスト配置ライセンスの下で実行する場合は、付属文書または README ファイルに詳細が示されているように、本製品の実行期間に対する制限の対象になります。Embarcadero は独自の判断により、期間を延長することができます。

InterBase ライセンス契約の第 25 条第 10 項に記載されているユーザー制限は、RAD Studio Enterprise または Architect のエディション購入を通じて InterBase ToGo ライセンスを取得した InterBase ToGo エディションのお客様には適用されません。これらのエディションには、InterBase ToGo モバイル配置ライセンス (以下「ToGo ライセンス」) が含まれています。このためお客様は、ToGo ライセンスを含む RAD Studio アプリケーションを、サポートされているモバイル プラットフォームに対して、無制限のデバイス上の無制限のユーザーに配布する権利を有します。

### サードパーティのソフトウェアと別途使用許諾されるコード

本製品に含まれるコンポーネントが、サードパーティのソフトウェアプログラムやライブラリ (ただし別途使用許諾されるコードを除く) (以下「サードパーティのソフトウェア」) を使用または統合している場合があります。ライセンスの第三者たるライセンスまたはサプライヤが、本製品 (サードパーティのソフトウェアを含む) 中の知的財産権を保護し、その使用の一部を制限することを意図している本契約の規定の第三受益者であることに、お客様は同意するものとします。

**サードパーティのライセンス** ファイルに一覧されているコンポーネントは、「別途使用許諾されるコード」とみなされます。

別途使用許諾されるコードは、**サードパーティのライセンス** ファイルに記載されている適用可能なサードパーティ使用許諾契約の条項、または、別途許諾されるコードに記載されている条件の下で、お客様に使用許諾されます。お客様は、かかるサードパーティの使用契約の条項に則って、別途使用許諾されるコードを使用するものとします。

ライセンスは、別途使用許諾されるコードについて、権限、非権利侵害性または抵触の保証などを含む明示的および暗黙的な保証および条件、ならびに商品性および特定目的適合性の暗黙的な保証および条件を、すべて否認します。

ライセンスは、別途使用許諾されるコードに起因または関連するいかなる申立てについても、お客様に対して責任を負わず、お客様が損害を受けないように防禦、免責することはありません。

別途使用許諾されるコードに関する、データの喪失、コスト削減の喪失および利益の喪失などを含む、直接的、間接的、付随的、特別、懲戒的、懲罰的または偶発的な損害について、ライセンスは責任を負いません。

## 2.4. コマンドライン コンパイラ。

お客様は、コンピュータで無人のアプリケーション構築を行うことだけが目的である場合に、本製品をインストールしたコンピュータとは別のコンピュータにコマンドライン コンパイラをインストールできます。コマンドライン コンパイラは '再配布可能ファイル' とはみなされません。

**3. 期間。** 本契約は、お客様が最初にアクセスした日に発効するものとします。

**4. 終了。** ライセンサは、次の場合に、追加の義務や責任を負うことなく本契約をただちに終了することができます。(a) ライセンスに関して、お客様が以下に定めるライセンスの料金を支払わず、支払期限の最後の日から 30 日間を過ぎても滞納し続けている場合。(b) 支払不能の申立てがお客様によって、もしくはお客様に対してなされて 60 日間停止されなかった場合、お客様の業務のいずれかの部分に対して破産管財人が任命された場合、または債権者のために財産が譲渡された場合。(c) お客様が本契約に対する重大な違反をし、かかる違反についてライセンサから書面で通知された後 30 日の間に当該違反を是正しなかった場合。本契約の終了は、次のいずれにも影響を及ぼさないものとします。(i) 終了しておらず、そのためその条件により効力が存続しているライセンスによるいずれかの当事者の義務。(ii) 本契約に定める表明および保証の存続。ライセンスの終了後 60 日以内に、お客様は、ライセンスが終了した製品、関連文書およびそのコピーをライセンサに返却するものとします。お客様はライセンサに対して、本製品がインストールされたすべてのコンピュータから本製品のすべてのコピーが削除されたこと、および、返却しなかったコピーがすべて破棄されたことを、ただちに書面で通知するものとします。

## 5. 権限および知的財産情報。

**5.1 権限および著作権。** ライセンサは、お客様に本製品のライセンスを付与し、本契約に基づく義務を遂行する完全な権利をライセンサが持つことを表明し、これを保証します。本製品に対してだれかによって、またはだれかのために行われた改変などを含む本製品の、権限、著作権、およびその他の工業所有権、知的財産権、販売権は、ライセンサまたは関連会社およびライセンサが所有するものであり、米国著作権法および適用可能な国際著作権条約によって保護されます。お客様は本製品の権限および所有権を主張しないことに同意するものとします。本契約で明示的に定められた場合を除き、お客様が本製品をコピーできるのはバックアップ目的またはアーカイブ目的のみであり、他の目的でコピーすることはできません。お客様は本製品のコピーの著作権または知的財産権の表示を削除または変更してはならず、お客様が作成したコピーには元のコピーに含まれている著作権、企業秘密、商標およびその他の知的財産権の表示を含めなければなりません。本契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、Embarcadero が保持します。

**5.2 制限事項。** お客様は、本製品にライセンサまたは関連会社ならびにライセンサの貴重な企業秘密が含まれていること、および、本契約がこの情報に関して両当事者の間に信頼関係を構築するものであることを認め、同意するものとします。本契約で付与されるライセンスには以下の制限が適用されます。お客様は、本製品または Embarcadero のその他の製品と直接競合するアプリケーションを、本製品を使用して開発しないことに合意するものとします。該当する法令により、お客様は、以下の点に同意するものとします。(a) この制限にかかわらず該当する法令または条約によって明示的に認められた場合を除き、本製品のオブジェクトコードからソースコードを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で導き出そうとしないこと。(b) 第三者に本製品を販売、賃貸、リース、ライセンスの付与、展示、改変、タイムシェアリング、外部委託、または譲渡せず、本製品の使用を許可しないこと。(c) 内部使用の目的でのみ信頼の下に極秘で本製品を保持および使用し、同じ程度に重要な自身の情報に対するのと同等の、ただし、いかなる場合も妥当な程度の注意および保護により、お客様が本製品を使用することで知り得た本製品およびライセンサの機密情報を不正に使用、コピー、出版、配布させないようにすることで、企業秘密情報の機密性を保持すること。お客様は、ライセンサの書面による同意および適切な米国または外国の政府の許可または許可例外の両方がない場合には、本製品を輸出または再輸出してはなりません。ライセンサは、これらの制限事項について実際の違反または違反の恐れがある場合に、差止救済およびその他の有効な救済を請求する権利があるものとします。第三者によって提供され、本製品に組み込まれたファイル、プログラムまたはデータに対して、これ以外の制限事項が適用される場合があります。詳細は本製品のインストール手順またはリース ノートを参照してください。お客様は、お客様の従業員、コンサルタントまたは代理人がこれらの条項に違反したと気づいた場合には、直ちにライセンサに報告することに同意するものとします。<ph x='1' type='1'>

**6. サポートおよび保守(以下「サポート」)。** お客様は、年間サポート費用の一部として、以下に規定するサポートサービスを受ける権利があります。

**6.1 電子的サービス。** 電子的サービスが利用できる範囲内において、お客様は、年中無休 24 時間受付のサポート サービスに無料で電子的にアクセスできます。かかる電子的サービスには次のようなものがあります(ただし、それに限定されるものではありません)。インシデントの提出、事例管理、および製品リリース。

**6.2 サポート。** サポートは、本契約のもとで使用許諾または販売されサポート費用が支払われた本製品にのみ適用されます – サポートを未購入または支払をしていないユーザーは、本第 6 条第 2 項に定めるサービスを受ける権利がありません。お客様または第三者が本製品に対して行った翻案や改変にはサポートは適用されません。電子メールおよび電話によるサポート受付時間は、Embarcadero のサポート Web サイトで示すものとします。

サポートは以下のもので構成されます。



(a) お客様が本製品の問題を報告し支援を受けられるよう、地域向けの電話番号またはその他の電子的サポートを提供すること。ライセンサは、インシデントを分析して問題が存在するかを確認し、インシデントを解決するための指示や支援を行うものとします。

(b) ライセンサが独自の判断により本製品に施すアップデート、アップグレード、およびその他の変更(以下「リリース」)をすべて提供すること。これらの変更は、サポートに登録されている本製品の他のライセンス取得者にも無償で提供されます。リリースの要求が受け付けられるのはサポート期間の間だけです。物理メディアが必要な場合には、追加の費用が発生します。<ph x='1' type='1'>

(c) 適切に使用許諾されたソフトウェアを、さらに追加でインストールする許可を得るため(許可されたユーザー数まで)、または新しいユーザー、サーバー、または会社へ譲渡するために、必要に応じてライセンスキーを利用または変更することができます。

**6.3 サポートの終了。** お客様は、次回サポート契約当日の少なくとも 30 日前までにライセンサに書面で通知することにより、サポート登録を解除することができます。お客様がサポート登録を更新しなかった、または終了した場合、サポート有効期限から 6 か月以内であれば、お客様の当時の復活規定に基づいて計算した、サポートに登録していなかった期間の復活費用を支払うことで再登録が可能になります。さらに、お客様は翌年分の年間サポート料金を前払いしなければなりません。この復活日がその後のサポート契約当日とみなされます。誤解を避けるために、サポート期限が切れて 6 か月が経過した後でサポートを復活することはできません。お客様は、書面によるライセンサの事前の承諾なしに本製品を改変しないことに同意するものとします。承諾なしに本製品を変更すると、保証期間およびお客様がサポートに登録しているその後の期間に、本契約第 6 条に準じて本製品のサポートを提供するというライセンサの義務が消滅します。ライセンサは、(i) 本製品の特定のバージョンが新しいリリースに置き換えられた場合にそのバージョンについて、および (ii) 特定の製品が製造中止になった場合に、任意の時点でサポート サービスの提供を中止できるものとします。

**6.4 サポート費用の変更。** ライセンサは、更新前の任意の時点で、本製品の公開された最新の表示価格およびサポート料金を変更できる権利を留保します。サポートに対するかかる変更は、現在のサポート期間が終了するまで発効しません。

**6.5 サービス、アップデート、製品の変更。** ライセンサは、本契約において、お客様に、いかなるインストール、トレーニングまたはその他のサービスも提供する義務はありません。これらのサービスは、(存在する場合)別途購入する必要があります。お客様がサポートを購入してライセンサが本製品の新しいリリース、エラーの修正、アップデート、アップグレード、その他の修正を施したものをお客様に提供した場合、あるいはお客様がアップグレードを別途購入した場合、かかる修正またはアップグレードは、別途使用契約に従って明示的に提供されない限り、本製品の一部とみなされ、本契約の条項に従うことになります。お客様が本製品のアップグレード版を取得された場合(サポート経由かアップグレードを別途購入したかを問わず)、かかるアップグレードは、お客様がアップグレードされた本製品のコピーと併せて 1 つの製品を構成するものとします。つまり、お客様が本製品の 2 組のメディアまたは 2 つの使用許諾キーを持っていたとしても、お客様が持っているライセンスは 1 つだけです。そのため、お客様が本製品のオリジナル コピーや使用許諾キーを他者や他のユーザーに譲渡することはできません。ライセンサは、本製品のリリースの停止や製造中止、本製品の将来のリリースにおける価格、特徴、仕様、性能、機能、使用条件、出荷日、発売日、その他の点に関する修正の権利をいかなる場合も保持します。お客様が製品の旧バージョンのライセンスを含むネットワーク指名アップグレード ライセンスまたは同時使用アップグレード ライセンスを取得された場合、お客様は、アップグレード済みライセンスの製品バージョンもアップグレード ライセンスに含まれているなら、アップグレード ライセンスのインストール時にアップグレード済みライセンスを無効化しなければなりません。

**7. 支払予定。** 使用許諾料およびサポート費用の支払い期限は、ライセンサが書面で受け取った注文書に別途記載のない限り、取引金額を指定したライセンサの請求書をお客様が受領してから 30 日となります。費用はすべて返金不能です。ライセンサは、本使用許諾製品の初回注文時(以下「サポート契約当日」)に初回のサポート費用の請求書をお客様に送付します。本使用許諾製品の各サポート契約当日の 60 日前に、ライセンサは翌年のサポートに対する最新の費用の請求書をお客様に送付します。

**8. 制限付き保証および条件。** ライセンサは、60 日の期間、本製品を提供するメディアが、通常の使用状況において、材質上および製造上の欠陥がないことを保証します。ライセンサは、出荷日から 60 日の期間、製品付属文書に含まれる動作仕様の重要な点すべてで本製品が機能することも保証します。以下に定める補償の他に、この規定のもとでライセンサのすべての義務でありお客様の唯一の救済手段であるものは、ライセンサが商業上合理的な努力により相当の期限を定めて本保証および条件の対象となる欠陥を是正すること、または、ライセンサの選択により、欠陥のある製品を交換する、もしくは本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を払い戻すことです。ライセンサは、本製品の操作が中断なく行えること、エラーが発生しないこと、またはソフトウェアの欠陥がすべて修正できることを保証しません。本保証および条件は、次の場合には適用されません。(a) 本製品が関連文書に従って使われなかった場合。(b) 正常に動作しないお客様の機器が原因で本製品の欠陥が生じた場合。(c) ライセンサにより書面で明示的に認められた以外の改変をお客様が本製品に対して行った場合。ライセンサの従業員、代理人、または代表者は、口頭での本製品の説明、保証、または条件によってライセンサを法的に拘束する権限を持ちません。本契約に明示的に含まれない書面による説明、保証、または条件は強制力を持たないものとします。

本保証および条件は他のすべての保証および条件に置き換わるものです。本契約とそこで使用許諾された製品に関して、商品性、特定目

的適合性または非権利侵害性などの保証や条件などを含めて、他の明示的または黙示的な保証または条件は存在しません。

**9. 限定責任** 契約責任、(過失を含む)不法行為責任、その他を問わず、本製品の設計、製造、販売、サポートまたは使用から生じる、何らかの原因による偶発的、間接的、付随的、懲戒的、特別または懲罰的な損害について、ライセンサもお客様も相手側に対して責任を負わないものとします。次の第 10 条に規定するものを除き、本製品の使用に起因する直接的な損害に対するライセンサの責任は、本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を超えることはありません。

**10. 侵害補償。** 本第 10 条の規定は、Community Edition のお客様には適用されません。以下に定める本契約の範囲内で使用した本製品について、著作権、商標、または企業秘密を主張する、お客様に対する申立てを、ライセンサは自らの費用負担で擁護または解決します。ライセンサは、お客様に対して申し立てられた損害から生じる、合理的な弁護士費用を含むお客様の損失、出費または責務を補償します。この条項におけるライセンサの義務は、お客様が、侵害の申立て、訴訟または陳述について初めて通知を受けた後、ただちにライセンサに書面で通知すること、および、ライセンサが、お客様からの妥当な支援を得て、その解決または和解のための訴訟の弁護およびすべての交渉を一任されることを条件とします。ライセンサは、書面によるライセンサの事前の同意なくしてお客様が被った費用や出費に対して責任を負わないものとします。侵害の陳述のためにお客様が本製品を使用できない差し止め命令が出された場合、または、ライセンサの考えで本製品が侵害の申立ての対象になりそうだと判断した場合には、ライセンサは自らの費用負担で以下のいずれかを行います。

(a) お客様が本製品を使用し続ける権利を入手します。

(b) 本製品を修正するか、互換性があり同等の機能を持つ、権利侵害のない製品に交換します。

(c) (a) と (b) のいずれも合理的にみてとれないとライセンサが判断した場合には、本製品を削除し、本製品に対して支払った料金を製品の出荷日から 36 か月の期間で日割り計算した額をお客様に返金します。その後、第 4 条の条項に従って契約の終了を進めます。

申し立てられた侵害の原因が以下のいずれかに該当する場合、ライセンサは、本条に基づくいかなる義務も負いません。(i) ライセンサ以外が本製品に対して行った変更。(ii) ライセンサが提供したもの以外の製品と本製品を組み合わせたこと。(iii) お客様が使用できる状態であった新しいバージョンを使用していれば侵害を避けられたのにもかかわらず本製品の旧バージョンを使用したこと。

本第 10 条は、いかなる種類の知的財産権の侵害の場合においても、ライセンサのすべての義務であり、お客様の唯一の救済手段となります。

**11. データの検証と収集** お客様が団体(企業、組合、その他組織など)として、または個人として本契約を締結する場合、ライセンサは、自らの費用負担で、関連する可能性がある(電子またはその他の)ライセンサの記録およびシステムを監査することができ、その内容は、ライセンサーが使用中の本製品のコピー数、本製品がインストールされている指定 CPU の数、製品のアクセス数(マシン ID へのアクセスを含む)、シリアル番号、その他関連情報を含み、またそれらに限定されません。そのような監査の一環として、ライセンサまたはその認定代理人は、15 日前までにお客様に通知することにより、お客様または指名ユーザーの記録、システムや設備(マシン ID、シリアル番号、関連情報を含む)を調査し、本製品の一部またはすべてのインストール、使用、アクセスが、本契約およびその適用条件に準拠していることを確認する権利を有します。さらに、監査の事前通知から 15 日以内に、お客様はライセンサに、要求されたすべての記録と情報を提供し、本製品のインストール、使用および/またはアクセスが、本契約に準拠しているか検証できるようにする必要があります。お客様および指名ユーザーは、監査を有効なものにするため全面的に協力をしなければなりません。お客様または指名ユーザーのインストール、製品の使用、またはアクセスが、本契約に準拠していないとライセンサが判断した場合、お客様は、お客様および指名ユーザーのインストール、使用、および/またはアクセスが契約に準拠するよう、必要な措置を直ちに講じ、また、法律によりお客様に課せられる罰金、手数料、またはその他の救済措置のほか、適切な監査費用を支払います。かかる監査は、通常の業務時間内にお客様の施設内で実施し、お客様の企業活動を不当に妨げないものとします。お客様がライセンサに支払った料金が不足していることが監査により明らかになった場合には、不足分の料金が(監査終了時の表示価格に基づいて)お客様に請求されます。また、不足分の料金が支払い済みの料金の 5% を超える場合には、お客様は、実施した監査の合理的な費用をライセンサに支払うものとします。

**12. 譲渡。** 本契約およびここに定めるお客様の権利、使用許諾または義務は、合併、企業買収、組織改変、外部委託、支配権の変更またはその他の状況に関して、お客様により第三者に譲渡または委譲することができません。かかる譲渡または委譲の主張はすべて無効であり、本契約の是正不能な違反となるため、本契約とそこでお客様に付与されたすべての権利およびライセンスは自動的に終了します。

**13. 米国政府の制限付き権利、輸出に関する法令の順守。** 米国政府による使用、複製または開示は、FAR 第 52.227-14 Alt. III (g)(3) 条、FAR 第 52.227-19 条、DFARS 252.227-7014 (b) または DFARS 227.7202(随時改正される内容を含みます)に記載された制限事項に従います。契約/製造者は、Embarcadero Technologies, Inc., 10801 N Mopac Expressway, Building 1, Suite 100, Austin, Texas 78759 です。契約通知はすべて、この住所に送付するものとします。お客様は、米国の法律および本製品を取

得した地域の法律で認められた場合を除き、本製品をダウンロード、使用、譲渡、輸出または再輸出することができません。特に、以下に対して(ただし以下に限らず)本製品がダウンロード、使用、輸出または再輸出されてはなりません。(a) その時点で米国の経済制裁下にある国(またはその国民もしくは居住者)(現在はキューバ、イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアを含みますがこれに限定されません)。(b) 核兵器、化学兵器または生物兵器、もしくはロケットシステム、打上げ用宇宙ロケット、観測ロケットまたは無人航空機システムの設計、開発または製造に本製品を利用することを、お客様が認識しているかまたはそれとわかる正当な理由があるエンドユーザー。(c) 米国財務省の特別指定国民リストまたは米国商務省の取引禁止業者リストもしくは企業リストに記載されている人または団体。本製品をダウンロードまたは使用することで、お客様は、お客様がかかるどの国にも位置しないこと、その支配下でないこと、その国民もしくは居住者でないこと、またはかかるリストに記載されていないことを表明し、保証するものとします。

**14. 分離可能性。** 本契約のいずれかの規定が、現在または将来の法律において無効であるか執行不能であると判断される場合においても、その他の規定は有効に存続し、決して影響を受けず、損なわれず、取り消されないものとします。

**15. 通知。** いずれかの当事者への通知は、本契約で示された(またはその後改定された)住所に対して書面で行うこととし、受領時または料金元払配達証明付内容証明郵便で送付された場合には消印日の 24 時間後に有効とみなされます。

**16. 言及。** 妥当な場合、お客様は、ライセンスがお客様の会社名をライセンスの顧客として社内および社外に刊行されるメディアで言及できることに同意するものとします。お客様に関してさらなる情報をライセンスが公開する場合には、事前にお客様の書面による承諾を要するものとします。

**17. 不可抗力。** いずれの当事者も、天災、地震、洪水、禁輸措置、暴動、妨害行為、停電や通信回線の障害、火災または労働争議など、その合理的な支配が及ばない事由により履行が遅延または阻止された限りにおいては、本契約の債務不履行とはならないものとします。不可抗力事由が生じた当事者は、事態を是正し影響を緩和するために商業上合理的な努力を払うものとします。

**18. 放棄。** 一方の当事者が相手方当事者による本契約の契約違反を放棄しても、後の違反に関する権利を放棄することにはなりません。放棄当事者の正式代表者が署名した書面でなされたもの以外の放棄は無効です。

**19. 存続。** いかなる理由により本契約が満了または終了した場合においても、第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 7 ~ 10 条および第 13 ~ 20 条の規定は、それぞれの期間に従って存続するものとします。

**20. 完全合意。** お客様は、これが両当事者間の本契約の完全かつ唯一の声明であり、本契約の主題に関する口頭もしくは書面による以前のすべての提案および合意に優先することに同意するものとします。

**21. 準拠法。** 本契約は、法の抵触に関する原則を問わず、カリフォルニア州法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約の条項は適用されないものとします。

**22. 評価ライセンス。** ライセンサは、本第 22 条の条項に従ってお客様がテストおよび評価しようとしている専売権付きソフトウェアおよび文書(以下「ソフトウェア」)の所有者および供給者です。ライセンスの書面による許可がない場合は 14 日を超えない期間(以下「評価期間」)の間、お客様自身による内部使用の評価(以下「評価」)目的でのみソフトウェアが提供され、お客様は本契約書によって、かかる評価のためにソフトウェアを操作および使用する、譲渡不能で非独占的な限定的権利を付与されます。評価期間は、お客様がソフトウェアをダウンロードまたは開封した日に開始します。評価期間が終了すると、お客様はソフトウェアの使用を中止し、システムからソフトウェアを削除するものとします。この要件は、他のものに組み込まれているかどうかにかかわらず、あらゆる種類のメディアおよびコンピュータメモリの上の、あらゆる形式(部分的または完全)のソフトウェアのコピーに適用されます。お客様は、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、改変、翻訳または逆コンパイルを行ったり行わせたりしないことに同意するものとします。お客様は、ソフトウェアをコピーしたり、派生ソフトウェアを作成または開発してはなりません。お客様は、本第 22 条のもとで実施したソフトウェアの評価テストの結果またはその他の実行結果を、そのたびに書面によるライセンスの事前の同意を得ないまま、第三者に公開してはなりません。

この評価のために提供されるソフトウェアは「現状有姿」で引き渡されるものであり、ライセンスは、商品性および特定目的適合性の保証を含め、いかなる種類のいかなる保証も明確に否認します。ライセンスは、本製品が中断なく動作すること、またはエラーが発生しないことを保証しません。

本契約の第 5 条、第 9 条、第 11 条 ~ 第 15 条、第 17 条 ~ 第 21 条は、この参照により本第 22 条のもとで付与される評価ライセンスに加えられるものとみなします。



**23. 危険を伴う使用。** 本製品は、原子力施設や、航空管制/ナビゲーションシステム、兵器コントロールシステム、生命維持システムまたはシステムの動作不良が死傷または環境破壊、大量殺戮を招くような耐故障性能を要求するアプリケーションに関連して使用すること意図して開発されておらず、お客様は当該用途に本製品を使用または第三者をして使用させてはなりません。本製品を当該用途に使用した結果生じるいかなる出費、損失、傷害または損害に対して、Embarcadero はいかなる性格の責務も負担しておらず、すべてお客様のみの責任となることに、お客様は同意するものとします。

**24. プライバシー。** ソフトウェアは、お客様に関する情報およびソフトウェアの使用を収集し、それを Embarcadero に送付することができます。Embarcadero は、サービス提供および当社の製品とサービスを改善に、この情報を使用することができます。当社の個人情報の収集、使用および開示の詳細については、[www.embarcadero.com/legal](http://www.embarcadero.com/legal) を参照してください。

本製品に含まれている場合には以下が適用されます。

### マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

#### Microsoft DirectX エンド ユーザー ランタイム

このライセンス条項は、Microsoft Corporation (またはお住まいの場所に応じたその関連会社) とお客様の間の契約です。注意してお読みください。このライセンス条項は、上記のソフトウェアに適用され、そこにはソフトウェアを受け取ったメディアも含まれます。また、この条項は、このソフトウェアに関する Microsoft の以下のものすべてにも適用されます。

- \* 更新プログラム
- \* 追加ソフトウェア
- \* インターネットベースのサービス
- \* サポート サービス

ただし、これらのものに別の条項が付属している場合は例外です。その場合には、それらの条項が適用されます。

本ソフトウェアを使用すると、これらの条項に同意したものとみなされます。条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをご利用になれません。

これらのライセンス条項に準拠することを条件に、お客様に以下の権利が許諾されます。

1. インストール権および使用权。本ソフトウェアの任意の数のコピーをお客様のデバイスにインストールして使用することができます。
2. ライセンスの範囲。本ソフトウェアは使用許諾されるものであって、販売されるものではありません。本契約により、本ソフトウェアを使用する限定的な権利が認められるだけです。それ以外のあらゆる権利は Microsoft が留保します。この制限にかかわらず準拠法によりそれ以上の権利が認められている場合を除いて、お客様は本契約で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。その場合には、特定の方法に使用を制限する、本ソフトウェアに含まれている技術的制限に準拠しなければなりません。お客様は、以下のことをしてはなりません。

- \* 本ソフトウェアに含まれている技術的制限を回避すること。
- \* この制限にかかわらず準拠法により明示的に許可される場合を除いて、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること。
- \* 本契約で指定された、あるいはこの制限にかかわらず準拠法により許可された以上の数の本ソフトウェアのコピーを作成すること。
- \* 他者がコピーできるよう本ソフトウェアを公開すること。
- \* 本ソフトウェアを賃貸、リースまたは貸与すること。
- \* 本ソフトウェアまたは本契約を第三者に移転すること。
- \* 商用ソフトウェア ホスティング サービス用に本ソフトウェアを使用すること。

3. バックアップ コピー。お客様は、本ソフトウェアのバックアップ コピーを 1 つ作成することができます。このコピーは、本ソフトウェアの再インストールにしか使用してはなりません。

4. ドキュメント。お客様のコンピュータまたは内部ネットワークに正当にアクセスできる人は誰でも、内部的な参照を目的としてドキュメントをコピーおよび使用することができます。

5. 輸出規制。本ソフトウェアは米国輸出法令の対象です。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内および国際輸出法令に従う必要があります。これらの法令には、輸出先、エンド ユーザーおよび最終用途に関する制限が含まれています。詳細は、[www.microsoft.com/exporting](http://www.microsoft.com/exporting) を参照してください。

6. サポート サービス。本ソフトウェアは「現状のまま」で提供されるため、サポート サービスが提供されない場合があります。

7. 完全合意。本契約、およびお客様が使用する追加ソフトウェア、更新プログラム、インターネットベースのサービスおよびサポート サービスに関する条項は、本ソフトウェアおよびサポート サービスに関する完全なる合意です。

8. 準拠法。

a. a. 米国。お客様が本ソフトウェアを米国内で取得された場合、抵触法にかかわらず、本契約の解釈および契約違反の申立ては、ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法および不法行為に基づく申立てを含む、それ以外のすべての申立ては、お客様が所在する州の法律に準拠します。

b. 米国以外。お客様が本ソフトウェアをその他の国で取得された場合は、その国の法律が適用されます。

9. 法的効力。本契約は特定の法的権利について規定したものです。お客様の国の法律において、他の権利が認められる場合があります。また、ソフトウェアの取得先の当事者に関して権利を有する場合があります。お客様の国の法律で権利の変更が認められない場合に、お客様の国の法律におけるお客様の権利を本契約が変更することはありません。

10. 保証の否認。本ソフトウェアは「現状のまま」でライセンスが付与されます。使用する上でのリスクはお客様が負うものとします。

Microsoft は、明示的な保証または条件は規定しません。本契約では変更できない、お客様の地域の法律による追加の消費者の権利が存在する可能性があります。お客様の地域の法律で認められる限りにおいて、Microsoft は、商品性、特定目的適合性および非権利侵害性に関する黙示的保証を排除します。

11. 救済処置と損害賠償の制限および免責。Microsoft およびそのサプライヤがお客様に対して行う損害賠償は、5 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。付随的損害、利益の喪失、特別損害、間接損害または偶発的損害を含むその他の損害に関しては、損害賠償は行われません。

この制限が適用される対象は以下のとおりです。

\* 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネット サイト上のコンテンツ(コードを含む)または第三者のプログラムに関するすべてのもの

\* 準拠法で認められている範囲の契約違反、保証または条件違反、厳格責任、過失、またはその他の不法行為

この制限は、Microsoft が損害の可能性について知っていた場合または知り得た場合にも適用されます。一部の国では偶発的損害、付随的損害またはその他の損害の免責または制限が認められないため、上記の制限または免責がお客様に適用されない場合があります。